

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 教育目標 (略)</p> <p>第2節 教育課程の編成</p> <p>第1 一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道德教育は、道德の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道德性を養うことを目標とする^{※1}。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道德、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 教育目標 (略)</p> <p>第2節 教育課程の編成</p> <p>第1 一般方針</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。</p> <p>小学部における道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする。</p> <p>中学部における道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とする。</p> <p>道德教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない^{※1}。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道德科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。</p>	<p>※1 改正前の「道德」としての目標から、「特別の教科である道德（道德科）」の目標として再構成された。目標としては以前と変わらず「道德性の育成」としつつも、道德教育を進めるに当たっての配慮事項として、「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」とされた。</p>

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科，道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，すべての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第2章以下に示す各教科，道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動並びに各学年，各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳，特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科，道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動並びに各学年，各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は，特に示す場合を除き，指導の順序を示すものではないので，学校においては，その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4・5 （略）
- 6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育及び職業・家庭の各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，すべての生徒に履修させるものとする。また，外国語科については，学校や生徒の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。
- 7 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科（小学部においては各教科の各段階。以下この項において同じ。）に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。また，各教科，道徳，特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には，各教科，道徳，特別活動及び自立活動に示す内容を基に，児童又は生徒の

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動の内容に関する事項は，特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には，第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また，第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，全ての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において特に必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができる。ただし，これらの場合には，第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動並びに各学年，各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり，児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科，道徳科，外国語活動，特別活動及び自立活動並びに各学年，各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は，特に示す場合を除き，指導の順序を示すものではないので，学校においては，その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4・5 （略）
- 6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては，国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育及び職業・家庭の各教科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動並びに自立活動については，特に示す場合を除き，全ての生徒に履修させるものとする。また，外国語科については，学校や生徒の実態を考慮し，必要に応じて設けることができる。
- 7 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において，各教科の指導に当たっては，各教科（小学部においては各教科の各段階。以下この項において同じ。）に示す内容を基に，児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて，具体的に指導内容を設定するものとする。また，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には，各教科，道徳科，特別活動及び自立活動に示す内容を基に，児童又は

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

8 (略)

小学校学習指導要領

第3章 道徳

第2 内容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする^{※2}。(同旨中学部)

第3 授業時数等の取扱い

1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。)、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動(学校給食に係るものを除く。))に限る。以下この項、4及び6において同じ。)及び自立活動(以下「各教科等」という。)の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。

2～8 (略)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(16) (略)

小学校学習指導要領

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成

生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

8 (略)

9 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては第3章において準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章第2に示す内容、中学部においては第3章において準ずるものとしている中学校学習指導要領第3章第2に示す内容とする^{※2}。

第3 授業時数等の取扱い

1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。)、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動(学校給食に係るものを除く。))に限る。以下この項、4及び6において同じ。)及び自立活動(以下「各教科等」という。)の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。

2～8 (略)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1 (略)

2 各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1)～(16) (略)

3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(以下「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育

^{※2} 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては3章で準ずるものとしている小学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることが、中学部においては第3章で準ずるものとしている中学校学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容であることが以前の「3章 道徳」ではなく総則に明記された。

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

するものとする^{※3}。

- (1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。(同旨中学部)
- (3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

第1 (略)

2 (前段 略)

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。(略)

中学校学習指導要領

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 (略)

- (3) 各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律

の全体計画の作成に当たっては、児童又は生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章において準ずるものとしている小学校学習指導要領第3章第2に示す内容又は中学校学習指導要領第3章第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと^{※3}。

- (2) 小学部においては、児童の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。

ア 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。

イ 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。

- (3) 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

- (4) 中学部においては、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学部における

※3 校長の方針の明確化や「道徳養育推進教師」を中心とした全教師による協力体制の整備が、以前の「3章 道徳」ではなく総則に明記された。

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。

第1 (略)

2 (前段 略)

中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。

小学校学習指導要領

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある^{※4}。

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(1) (略)

(2) 各教科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

(3) 中学部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科に相当する小学部の各教科の目標及び内容に関する事

道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(5) 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(6) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること^{※4}。

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(1) 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

(1) (略)

(2) 各教科及び道徳科の各学年の目標及び内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の全部又は一部によって、替えることができること。

(3) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を、当該各教科及び道徳科に相当する小学部の各教科及び

※4 道徳教育における家庭や地域との協力、相互理解に関し、以前の「3章 道徳」ではなく総則に明記した。

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

項の全部又は一部によって、替えることができること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

4・5 (略)

道徳科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部によって、替えることができること。

(4)・(5) (略)

2 (略)

3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

4・5 (略)

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

第3章 道徳

小学部又は中学部の道徳の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする^{※5}。

1～3 （略）

第3章 特別の教科 道徳

小学部又は中学部の道徳科の目標，内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては，それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか，次に示すところによるものとする^{※5}。

1～3 （略）

※5 第1章及び第3章が改正されたことを受け，「特別の教科 道徳」として改正された。

○特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

<p style="text-align: center;">第7章 自立活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする^{※6}。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 自立活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 指導計画の作成に当たっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする^{※6}。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>※6 第1章及び第3章が改正されたことを受け、「特別の教科 道徳」として改正された。</p>
--	---	---